

空港の指定管理者評価委員会

日時： 令和7年7月23日（水）
14時10分～15時10分
場所： 都庁第二本庁舎9階9B会議室

次 第

1 開 会

2 委員の御紹介、委員会の成立

3 議 事

- (1) 委員長の選出
- (2) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について

4 閉 会

【資料】

評価委員名簿

座席表

空港の指定管理者評価委員会設置要綱

資料1「東京都八丈島空港 空港施設の指定管理及び評価について」

資料2「指定管理者の評価について」

資料3「一次評価基準」

資料4「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」

資料5「空港の指定管理者に係る二次評価（案）」

参考資料 ・ 八丈島空港指定管理年度実績（令和6年度）

・ 経営基盤計算書

・ 八丈島空港パンフレット

空港の指定管理者評価委員会 委員名簿

氏 名	職 名 等
小宮山 榮	公認会計士
香川 裕彦	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
轟 朝幸	日本大学理工学部長

空港の指定管理者評価委員会設置要綱

制定 平成 29 年 5 月 31 日付 29 港島管第 80 号

改正 令和 3 年 3 月 23 日付 2 港島管第 1209 号

(設 置)

第 1 東京都営空港条例（昭和 37 年東京都条例第 53 号。以下「条例」という。）

第 16 条第 2 項の規定に基づき、条例第 2 条に規定する空港の指定管理者として指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が実施した施設の管理運営状況等を東京都港湾局長（以下「局長」という。）が評価するため、空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 評価委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例、東京都営空港条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 76 号）その他の規程、空港指定管理者選定要項、空港の管理運営基準及び空港の管理に関する基本協定等に基づく、指定管理者が実施した施設の管理運営状況等の評価
- (2) 特命要件の状況の継続に関して評価委員会に付議された事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、評価を行うに当たり必要な事項

(組 織)

第 3 評価委員会は、次に掲げるもののうち、局長が委嘱する委員 3 名により組織する。

- (1) 公認会計士（1 名）
- (2) 学識経験者（2 名）

2 委員長は、前項の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

(委員長の職務及び代理)

第 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、第 3 の 1 の委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 5 委員の任期は、局長から委嘱を受けた日から当該委嘱に係る指定管理者の評価について港湾局が公表する日までとする。

(評価委員会)

第 6 評価委員会は、局長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 評価委員会は、非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止である場合を除き、原則公開とする。

(守秘義務)

第 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶 務)

第 8 評価委員会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部管理課において行う。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

1 指定施設の役割及び制度導入に至る経緯

◆開港の経緯及び当該施設の役割

八丈島空港は、八丈島の航空輸送を確保し、島民の生活安定、産業の振興等に資することを目的とし、昭和37年5月に最初の都営空港として供用開始。

八丈島の中央部に位置し、八丈島と羽田を結んでおり、船舶に比べて航空機による渡航が多く、島の玄関口として大きな役割を担っている。

ジェット機……昭和57年4月に伊豆諸島で最初にジェット化。現在、東京国際空港（羽田空港）との間に、1日3便ジェット機が就航中。

ヘリコプター…八丈島空港は青ヶ島、御蔵島、三宅島、大島、利島を結ぶヘリコプター「愛らんどシャトル」の拠点にもなっている。

◆指定管理者制度導入に至る経緯

供用開始以来、空港の管理・運営は都の職員により直営で行ってきたが、以下の効果を見込み、指定管理者制度を導入。

【民間活力の活用】民間活力の発揮、地域振興の活性化

【継続的な人員の確保】空港管理に必要な人員を確実に確保

【技術等の継承】専門知識及びノウハウの継続的な蓄積、業務の技術的継承

2 指定管理者の概要

- 社 名：八丈島空港ターミナルビル株式会社
- 指定期間：第1期…平成28年4月1日～令和3年3月31日
第2期…令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 設 立：1980年（昭和55年）7月24日
- 組 織：役員数11名（令和7年4月25日現在）・社員数68名（令和7年4月1日現在）
- 業務概要：空港管理事業・不動産事業・受託事業・レストラン事業・販売事業
- 指定管理業務の範囲：以下のとおり。



①空港土木施設等の維持管理業務	⑥使用料徴収業務
②航空灯火等の維持管理業務	⑦空港保安対策業務
③空港警備・鳥獣防除業務	⑧規制業務
④駐車場管理業務	⑨利用者満足度調査
⑤空港の運用業務	⑩その他

3 特命理由

◆特命選定要件（「東京都指定管理者制度に関する指針」より）

山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設

- （1）当該施設は、東京の南方海上約290kmに位置する八丈島（東京都八丈町）にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される施設である。
- （2）専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性がある。
- （3）八丈島と内地を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に空港施設を管理するためには、当該空港施設に八丈島空港ターミナルを設置（昭和57年4月供用開始）し、業務を行っている八丈島空港ターミナルビル（株）（以下「HAT」という。）を指定することが最適である。
- （4）HATは、指定管理者制度導入前から、都から空港の維持管理業務委託を受けており、空港施設の安全、維持管理及び保安対策等の空港管理・運用業務について十分な実績とノウハウを有している。

上記の理由から、当施設についてはHATを指定管理者として特命選定する。

4 評価

「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」に基づき、当該年度終了後、指定管理者の年間を通じた管理運営状況について評価を行うこととされている。

今回は、2期目のうち、4回目の評価となる。

◆これまでに挙げた評価された点・改善すべき点

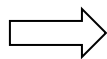
- 評価された点
 - ・防災・防犯に係る情報収集、訓練を工夫して実施しており、空港の安全性の確保に努めている。（平成28年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度）
 - ・年間事業計画のとおり事業が実施されており、適切に空港管理が行われている。特に、路面剥離防止対策について創意工夫が見られる。（平成30年度）
 - ・ホームページやSNSの活用による情報発信及び空港への理解促進を図る各種イベントの開催をしている。（毎年度）
- 改善すべき点
 - ・自己点検で立入管理に係る台帳の整理が不十分であった。（平成31年度）
 - ・利用者の声を事業に適切に反映させるため、アンケートの回収件数を増やす検討を行うべき。（令和2年度）

資料 2

指定管理者の評価について

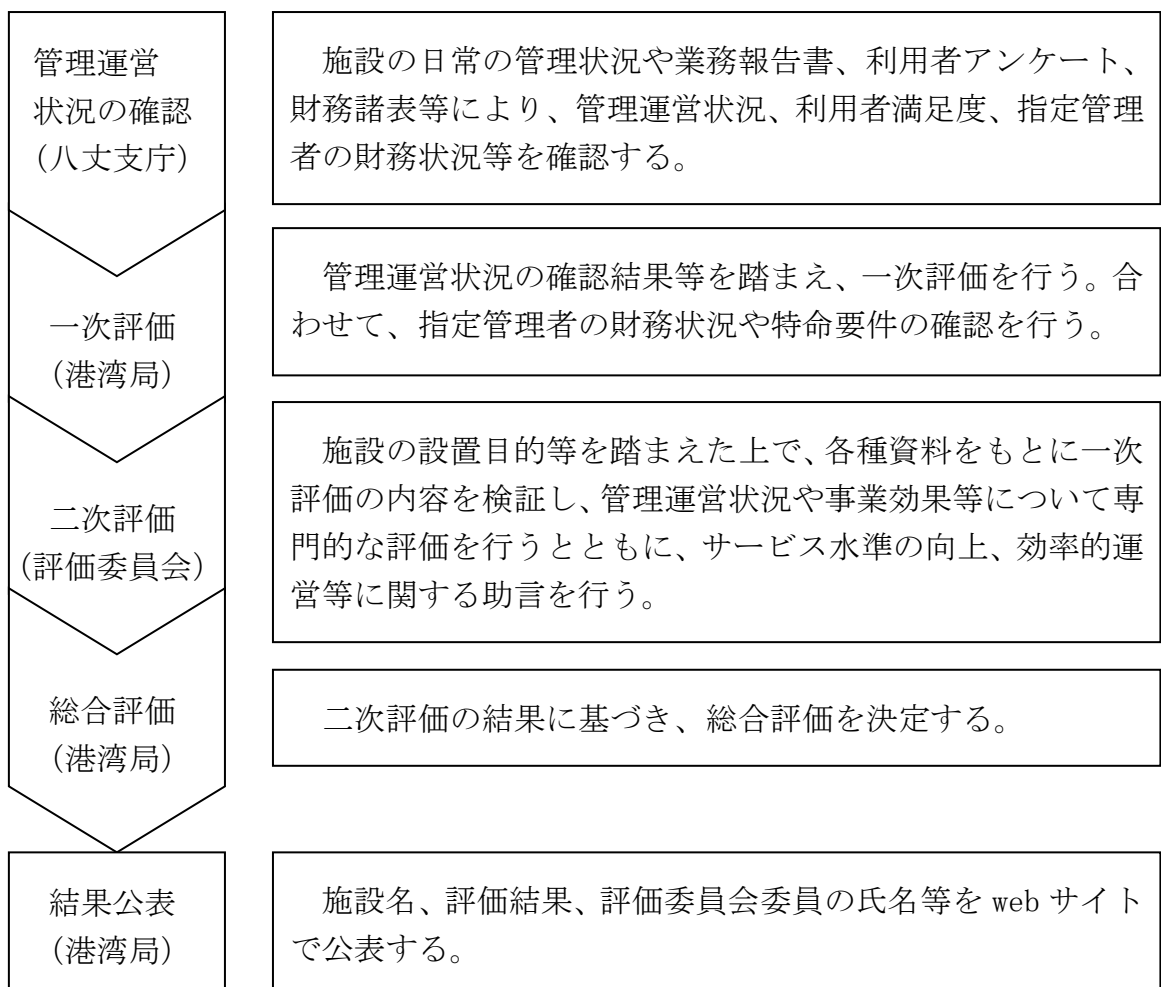
評価の目的

- 協定記載業務の履行、指定管理者が守るべき事項の遵守を確認
- サービス実施状況、利用者満足度等をチェックし、管理運営業務に反映



利用者サービスの一層の向上
施設運営の継続的な改善

評価の流れ



一次評価基準

資料 3

大項目	中項目	確認項目	評価資料	評価の観点	評価基準
管理状況	適切な管理の履行	人員配置	評価報告書 年間作業計画書・実績書 ヒアリング	計画に対する実績	確認項目ごとに別紙2-2における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		人材育成の取組			
		施設の使用許可等			
		場内管理			
		施設管理			
		運用管理			
		施設の清掃			
	安全性の確保	防災への配慮	評価報告書 ヒアリング	協定基準等の遵守	確認項目ごとに別紙2-3における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		防犯への配慮			
		緊急時対策			
		施設・設備管理に関する書類等の整理			
		事故への対応			
	法令等の遵守	個人情報保護の取組	評価報告書 管理状況調査チェックシート	協定基準の遵守	確認項目ごとに別紙2-4における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する（該当がない場合「該当なし」とする。）。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		情報公開の取組	評価報告書 ヒアリング		
		各種法令等の遵守	管理状況調査チェックシート	適正文書・情報管理	
		利用記録等各種情報の管理	評価報告書 ヒアリング	適正な対応	
		情報事故への対応			
	適切な財務・財産管理	収支状況	収支決算報告書	適正な予算管理	委託料に対する収支差額比率が±10%未満の範囲であれば「水準どおり」とする。それ以外の場合は「水準を下回る」とする（別紙2-5）。
		経理処理	管理状況調査チェックシート	適正な処理	別紙2-5における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		都有財産等（物品・現金等）の管理			確認項目ごとに別紙2-5における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。5項目のうち4項目以上が「適正」かつ「不適正」な処理がない場合は「水準どおり」、「不適正」な処理が1項目でもある場合、「水準を下回る」とする。
		経理・現金に関する書類等の管理			
事業効果	事業の取組	利用者サービス向上に向けた取組	評価報告書	PDCAサイクルに沿った取組	各事業について「計画の実施」、「実施結果の分析」、「改善策の実施」、「特記事項」の観点で未実施（0点）、実施（1点）、著しく効果的に実施（2点）の3段階評価を行い、合計点の全事業平均が0.75点以上1.5点未満の範囲を水準とする（別紙2-6）。
		利用促進への取組（広報、PR等）			
	利用の状況	利用件数（環境の変化など外部要因を考慮）	空港使用実績	空港利用件数	5過年度分の利用実績平均±10%以内の範囲を水準とする（別紙2-7）。
	利用者の反応	職員の接客対応	利用者アンケート	利用者の評価に対する取組	各項目ごとに、利用者の評価に対して、適切に対応しており、かつ特筆すべき対応を行っていれば「水準を上回る」、適切に対応しているが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、対応が不十分であれば「水準を下回る」とする。
		施設設備の状況			
		利用条件			
	行政目的の達成	施設の目的達成	評価報告書	関係機関との連携	関係機関と連携を図ることにより、著しい成果や効果を発揮した場合は「水準を上回る」、関係機関と連携を図ることにより、円滑に計画の策定や業務を遂行した場合は「水準どおり」、関係機関と効果的な連携が図れなかった場合は「水準を下回る」とする（別紙2-8）。

大項目	中項目	確認項目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		人員配置（配置数、配置箇所、専門性等）	×1		○	
		人材育成の取組（専門性向上、接遇向上等）	×1		○	
		施設の使用許可等（適正な手続き処理）	×1		○	
		場内管理（緑地管理等）	×1		○	
		施設管理（空港土木施設、航空灯火、空港内設備等）	×1		○	
		運用管理（運用業務、空港警備、鳥獣防除、駐車場等）	×1		○	
		施設の清掃	×1		○	
	安全性の確保	【評価の内容】 事業計画・各種基準に基づき適切に管理をしている。 空港運用と灯火の安全目標をいずれも達成し、安全な空港運営に努めていた。 コンプライアンス研修等は外部企業のWeb研修を受講する取組を行っており、ガバナンスに対する意識向上への工夫が見られた。 駐車場管理や鳥獣対策に力をいれており、どちらも過年度に比べて、空港運用状況の改善へとつながっている				
		施設の安全性は確保されているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		防災への配慮（安全管理活動を含む）	×1	○		
		防犯への配慮	×1		○	
		緊急時対策（航空機不法奪等対策、救急患者ヘリ時間外対応を含む）	×1	○		
		施設・設備管理に関する書類等の整理	×1		○	
		事故への対応	×1		○	
		【評価の内容】 各種点検・訓練を適宜実施し、また、自主点検の回数を増やして安全性の確保に努めている。 訓練シナリオの前例踏襲をやめており、毎回異なる想定で八丈島空港の現実に即した内容となるよう工夫している。 町や都と連携する方法を再検討し、時勢に合わせた情報共有の手段を検討しながら訓練を強化している。 航空局とも連携し、A2-BCP訓練に航空局職員の立会がなされた際、積極的に意見交換を行い、その後の訓練の改善へとつなげている。				
	法令等の遵守	個人情報保護、報告等は適切に行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		個人情報保護の取組（内部規定の策定、研修等）	×1		○	
		情報公開の取組（都への協力）	×1		○	
		各種法令等の遵守	×1		○	
		利用記録等各種情報の管理	×1		○	
		情報事故への対応	×1		○	
		【評価の内容】 関係法令を遵守し、適正に管理している。				
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		収支状況	×1		○	
		経理処理	×1		○	
		都有財産等（物品・現金等）の管理	×1		○	
		経理・現金に関する書類等の管理	×1		○	
		【評価の内容】 現金、貸与物品、及び帳簿書類等について、適切に管理している。				
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		利用者サービス向上に向けた取組	×2	○		
		利用促進への取組（広報、PR等）	×2		○	
		【評価の内容】 計画されていた事業を着実に実施し、広報活動を工夫して集客につなげている。 実施後のアンケート結果への分析のみならず、悪天候や急な欠席における対応を検討し、その後の事業への改良へとつなげている。これにより、利用者満足度は高水準を保っている。				
	利用の状況	事業計画どおりの利用状況となっているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		利用件数（環境の変化など外部要因を考慮）	×2	○		
		【評価の内容】 定期便の利用者数が過去最高数値となった結果、臨時便の発着も増えて、空港全体の着陸回数としては5か年の平均比＋10％を達成した。				
	利用者の反応	利用者の満足を得られているか。	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		職員の接客対応	×2		○	
		施設設備の状況	×2		○	
		利用条件	×2		○	
		【評価の内容】 個人利用者の満足度は高評価を維持している。				
	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか。	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		施設の目的達成（関係機関との連携）	×2		○	
		【評価の内容】 町の防災備品貯蓄に協力しており、町からの配布分に加えて、自社でも周辺住民向けの防災備品を購入し保管している。 東京都事業である自動運転バスの停留所設置、デジタルサイネージの設置及び駐車場優先区画の設定など、空港の利便性快適性向上に向けた取組に協力した。 また、東京都事業の外国人富裕層の向けファムトリップの実施に協力し、ビジネスジェットの受入を行った。				

特記事項	令和6年度は災害及び緊急時を想定した訓練を充実させており、消火救難訓練を3日に分けて行うなど、今までになかった取組を行った。 これまでホワイトボードで本部情報を共有することで設定していた内容を、サイネージを活用して電子化するシナリオに想定変更する等、災害及び緊急時の状況変化に即応できる現実的な訓練内容になるよう改善点を出し合い、随時反映しながら訓練強化につなげている。 航空局、東京都八丈支庁並びに町役場等、各所との協力体制を強固にし、盤石な安全・保安体制構築に向けて力をいれることができた。
要改善事項等	特になし。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	B
		S	A	B	C			
	35点	47点以上	44点以上 46点以下	31点以上 43点以下	30点以下		41点	

【確認事項】

指定管理者の財務状況	(1)収支決算報告書を確認した。 支出実績は人件費及び事業費ともに支出計画の範囲に収まっている。 (2)貸借対照表・損益計算書を確認した。これらを基に経営基盤計算書を作成し財務状況を調査したところ 組織運営の健全性は確保され、事業継続に支障がないと判断した。
------------	--

特命要件の継続	特命選定要件(「東京都指定管理者制度に関する指針」より) 山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設に該当している。また、以下のとおり特命要件が継続していることを確認した。 (1)当該施設は、東京の南方海上約290kmに位置する八丈島(東京都八丈町)にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される施設である。 (2)専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性がある。 (3)八丈島と内地を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に空港施設を管理するためには、当該空港施設に八丈島空港ターミナルを設置(昭和57年4月供用開始)し、業務を行っている八丈島空港ターミナルビル(株)(以下「HAT」という。)を指定することが最適である。 (4)HATは、指定管理者制度導入前から、都から空港の維持管理業務委託を受けており、空港施設の安全、維持管理及び保安対策等の空港管理・運用業務について十分な実績とノウハウを有している。
---------	--

資料 4 （別紙）

令和6年度 八丈島空港の利用についてのアンケート

	回答日	Q1						Q2							Q3
		性別	年齢	住所	利用目的	利用機体	利用状況	電話対応	窓口対応	空港使用 料金の徴 収事務対 応	スポットの 分かりや すさ	空港施設 の使いや すさ	空港施設 のきれいさ	全体の満 足度	自由記入欄
1	5/18	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸・停留	5	5	5	5	5	5	5	
2	7/18	男	40~50代	島外	仕事	小型機	着陸・停留	5	5	5	5	5	5	5	
3	7/30	男	20~30代	島外	観光	小型機	着陸・停留	5	5	5	5	5	5	5	
3	2/8	男	40~50代	島外	観光	回転翼	着陸	4	4	4	4	4	4	4	
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
令和6年度アンケート評価平均値								4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	

Q3 自由記入欄コメント

空港の指定管理者に係る二次評価（案）

○施設名：東京都八丈島空港

○指定管理者名：八丈島空港ターミナルビル株式会社（特命）

○指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○令和6年度評価結果：下表のとおり

項目	評価内容
二次評価	B
管理状況	・年間事業計画のとおり、適切に管理が行われている。 ・業務マニュアルの充実化を図り、人材育成に努めている。 ・バードスweepについて、新たな機材の試行や実施回数を増やすなど、引き続き力を入れて取り組んでいる。 ・保安及び防災に係る訓練において、シナリオを工夫し、実効性のある内容に取り組んでいる。
事業効果	・赴任初年度の方向けに八丈島空港を知ってもらうイベントや、季節を感じつつ利用者に親しみをもってもらいイベントを開催した。これらのイベントを通じて、空港への理解促進を図る取組を実施している。